

下関市児童育成支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るため、児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、下関市とする。ただし、市が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

(事業内容)

第3条 事業で提供する支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては、(1)～(7)とし、地域の実情等に応じて(8)を実施する。

(1)～(7)の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備するものとする。

なお、事業の実施にあたっては、「児童育成支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付こ成環第105号こども家庭庁成育局長通知）における「児童育成支援拠点事業実施要綱」及び「児童育成支援拠点事業ガイドラインについて」（令和6年3月30日付こ成環第105号こども家庭庁成育局長通知）における「児童育成支援拠点事業ガイドライン」を遵守しなければならない。

受託期間中に当該要綱及びガイドラインの改正があった場合は、改正された内容によらなければならない。

(1) 安心・安全な居場所の提供

(2) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

- (3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
 - (4) 食事の提供
 - (5) 課外活動の提供
 - (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
 - (7) 保護者への情報提供、相談支援
 - (8) 送迎支援（地域の実情等に応じて実施）
- （実施施設の指定）

第4条 市長は、事業の活動の中心となる児童育成支援拠点事業所（以下「指定施設」という。）を指定して実施する。

2 指定施設の指定を受けようとする者は、下関市児童育成支援拠点事業実施施設指定申請書（様式第1号）により、市長あてに申請するものとする。

3 市長は、指定施設の指定をしたときは、下関市児童育成支援拠点事業実施施設指定通知書（様式第2号）により、指定しなかったときは、下関市児童育成支援拠点事業実施施設不指定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（実施要件）

第5条 指定施設は、別表に掲げる各号の全てを満たして実施しなければならない。

（廃止・休止の申請）

第6条 指定施設の運営を廃止又は休止しようとするときは、下関市児童育成支援拠点事業実施施設廃止・休止申請書（様式第4号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項に基づく申請を受けた場合は、内容を審査の上その可否を決定し、下関市児童育成支援拠点事業実施施設廃止・休止決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（指定内容の変更）

第7条 事業者は、指定を受けた後、第4条第2項に規定する指定申請書のいずれかの事項に変更が生じた時は、変更の日から一月以内に、下関市児童育成支援拠点事業実施施設変更届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

(支援対象)

第8条 事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げるような状態にある市内在住の児童及びその保護者を対象とする。

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (3) その他、事業の目的に鑑みて、本市が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなないことができる。

- (1) 別に定める事業の定員を超過しているとき。
- (2) その他市長が事業を利用させることが適切でないとき。

(利用手続及び決定等)

第9条 本事業を利用しようとする者は、下関市児童育成支援拠点事業利用申込書兼同意書(様式第7号)を年度ごとに市長に提出する。

2 市長は、利用を決定したときは、当該申込者に下関市児童育成支援拠点事業利用決定通知書(様式第8号)利用を決定しなかったときは、下関市児童育成支援拠点事業利用不決定通知書(様式第9号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条に定める要件に該当しなくなった時又は市長が不相当と認めるときは当該利用を取り消し又は一時停止することができる。

4 その他市長が必要と認める場合は、第1項及び第2項に規定する利用手続を経ることなく、利用決定等を行うことができる。

(研修)

第10条 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、市内各地域の実情に応じた内容により実施する。あわせて、個人情

報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、事業の職務を遂行する上で知り得た個人の身上に係る秘密を漏らしてはならない。指定施設を廃止し、又は休止した後も同様とする。

2 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

(事故防止及び報告)

第12条 事業者は、本事業の実施による事故の発生及びその再発の防止に努めるとともに、重大な事故が発生した場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日付こ成安第142号、5教参学第30号こども家庭庁成育局安全対策課長他4課室長連名通知)に従い、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、受託期間中に当該通知の改正があった場合は、改正された内容によらなければならない。

(成果報告)

第13条 事業者は、事業が完了したときは、遅滞なくその内容を成果報告書として別途定める様式により市長に報告するものとする。

(関係書類等の整備等)

第14条 事業者は、事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月13日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	実施要件
定員	概ね20人とする。
開設日数	利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週3日以上開所すること。
開所時間	<p>次に掲げる時間に開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定める。</p> <p>① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う事業1日につき、8時間（原則10時～18時）</p> <p>② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う事業1日につき、学校の授業の終了後から原則18時以降</p>
施設・設備	<p>① 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市長が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）</p> <p>② 事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。</p>
職員の配置	<p>① 職員のうち1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は心理療法担当職員に該当する者を置く。</p> <p>② 管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努める。</p> <p>③ 人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置し、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置する。</p> <p>なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えない。</p>

<p>職務の内容及び要件</p>	<p>以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。</p> <p>① 管理者</p> <p>(ア) 職務内容</p> <p>主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、下関市こども未来部子育て政策課やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。</p> <p>(イ) 要件</p> <p>児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの</p> <p>② 支援員</p> <p>(ア) 職務内容</p> <p>児童や保護者への支援等を行う。</p> <p>(イ) 要件</p> <p>児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの</p> <p>③ 心理療法担当職員</p> <p>(ア) 職務内容</p> <p>メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う。</p> <p>(イ) 要件</p> <p>学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの</p> <p>④ ソーシャルワーク専門職員</p> <p>(ア) 職務内容</p> <p>児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの</p>
------------------	---

支援等を行う

ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

イ 児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ その他、居場所における児童に必要な支援

(イ) 要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。

なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）
施 設 名

下関市児童育成支援拠点事業実施施設指定申請書

下関市児童育成支援拠点事業について、下記のとおり事業を実施したいので実施施設として指定を受けたく、下関市児童育成支援拠点事業実施要綱第 4 条第 2 項の規定により、申請します。

記

1 業務内容

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 開所日数及び開所時間

開所日数 週 日運営

開所時間

曜日 時 分から 時 分まで

曜日 時 分から 時 分まで

（裏面に続く）

(裏面)

4 職員の定数及び職務の内容

職員数 名
管理者氏名
支援員 名、その他（事務職員等） 名

5 実施施設の名称、種類及び所在地

施設の名称
施設の種類
施設の所在地
建物その他設備の規模及び構造
専用区画 m²、その他 m²
建物の構造 造、建物の階数 階建の 階

6 加算事業の実施

第3条(1)～(7)の事業に加えて、以下の事業を実施します。

- 送迎支援
-

(添付書類)

- 定款その他の基本約款
- 運営規程
- 主な職員の氏名及び資格・経歴（名簿、資格証明書等を添付）
- 職務の内容（上記の名簿等に記載）
- 建物その他設備の図面（平面図等を添付）
- 収支予算書及び事業計画書（市長がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）

(URL :)

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様
(施設名)

下関市長

下関市児童育成支援拠点事業実施施設指定通知書

年 月 日付けで実施施設への指定申請のありました
下関市児童育成支援拠点事業実施施設について、下記のとおり指定し
たので、下関市児童育成支援拠点事業実施要綱第4条第3項の規定に
より、通知します。

記

1 業務内容

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 開所日数及び開所時間

開所日数 週 日運営

曜日 時 分から 時 分まで

曜日 時 分から 時 分まで

4 職員の定数及び職務の内容

職員数： 名

管理者氏名：

支援員： 名、その他（事務職員等）： 名

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様
（施設名）

下関市長

下関市児童育成支援拠点事業実施施設指定不指定通知書

年 月 日付けで実施施設への指定申請のありました下関市児童育成支援拠点事業実施施設について、下記のとおり指定しないこととしましたので、下関市児童育成支援拠点事業実施要綱第4条第3項の規定により、通知します。

記

理 由

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）
施 設 名

下関市児童育成支援拠点事業実施施設廃止・休止申請書

年 月 日付けで指定を受けた下関市児童育成支援拠点事業実施施設について、下記のとおり廃止・休止したいので、下関市児童育成支援拠点事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、申請します。

記

申 請 区 分	廃 止 ・ 休 止
廃 止 ・ 休 止 の 理 由	
廃 止 ・ 休 止 後 の 措 置	
廃 止 ・ 休 止 予 定 年 月 日	年 月 日

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

様
(施設名)

下関市長

下関市児童育成支援拠点事業実施施設廃止・休止決定通知書

年 月 日付けで廃止・休止の申請がありました下関市
児童育成支援拠点事業実施施設について、下関市児童育成支援拠点事
業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 内容

2 理由

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）
施 設 名

下関市児童育成支援拠点事業実施施設変更届出書

年 月 日付けで指定を受けた下関市児童育成支援拠点事業実施施設について、下記のとおり変更したので、下関市児童育成支援拠点事業実施要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

変更事項	1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の名称、種類及び所在地 8 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 9 事業開始の予定年月日
変更前	
変更後	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

※ 変更事項は、該当する事項の番号に○を記載すること。

また、変更の内容がわかる書類を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

下関市児童育成支援拠点事業利用申込書兼同意書

年 月 日

（宛先）下関市長

住 所
保護者氏名

下関市児童育成支援拠点事業の利用をしたいので、下関市児童育成支援拠点事業実施要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり利用申込します。

また、児童育成支援拠点事業の実施に際し、下記児童の個人情報を必要な範囲内において下関市及び児童育成支援拠点事業所の関係職員が共有することに同意します。

記

(ふりがな) 児童氏名	()	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名 学 年	年 生	連絡先	氏名 (続柄) 電話
家 族 構 成	ふりがな 氏 名	年 齢	続 柄
			勤務先、学校
	緊急連絡先①		緊急連絡先②
氏 名	(続柄)		(続柄)
電 話			
希望施設等			
通所方法			
利用希望日	利用希望曜日 毎週	曜日	年 月 日
申込理由	利用開始希望日		

(裏面に続く)

(裏面)

利用児童の健康状況届

記入年月日

____年 ____月 ____日

(ふりがな) 児童氏名	() (愛称)
普段の様子	
心 身 の 様 子	既往症 有 () ・ 無
	アレルギー 有 () ・ 無
	服薬 有 (薬名) ・ 無
	その他 注意事項
かかりつけ 医療機関名	

備考 その他、身体や心について、気になることや配慮することがあれば必ず記入してください。

様式第 8 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

下関市長

下関市児童育成支援拠点事業利用決定通知書

年 月 日付けで申込がありました下関市児童育成支援拠点事業の利用について、下記のとおり決定したので、下関市児童育成支援拠点事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

記

- 1 児童氏名
- 2 学校名・学年
- 3 利用施設名
- 4 利用可能曜日
- 5 利用開始日

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

様

下関市長

下関市児童育成支援拠点事業利用不決定通知書

年 月 日付けで申込がありました下関市児童育成支援拠点事業の利用について、下記のとおり不決定としたので、下関市児童育成支援拠点事業実施要綱第9条第2項の規定により、通知いたします。

記

理 由